

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年2月16日
【会社名】	株式会社日立国際電気
【英訳名】	Hitachi Kokusai Electric Inc.
【代表者の役職氏名】	執行役社長 佐久間 嘉一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋二丁目15番12号
【電話番号】	03(5510)5931(代表)
【事務連絡者氏名】	法務・CSR本部長 奥吉 章二
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目15番12号
【電話番号】	03(5510)5931(代表)
【事務連絡者氏名】	法務・CSR本部長 奥吉 章二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2018年2月15日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年2月15日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下を内容とする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式17,690,043株を1株に併合いたします。

株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2018年3月14日

効力発生日における発行可能株式総数

20株

第2号議案 定款の一部変更の件

本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である2018年3月14日に当社株式の発行可能株式総数は20株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株主の権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％） （注）2	決議結果
議案（注）1					
第1号議案	855,583	39,202	0	95.50	可決
第2号議案	854,964	39,818	0	95.43	可決

(注) 1 当該決議事項の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

2 賛成率は、本臨時株主総会において行使された議決権の数（本臨時株主総会前日までに事前行使された議決権の数及び当日出席の株主の議決権の数）に対する、本臨時株主総会前日までに事前行使された議決権の数及び当日出席の株主のうち賛成が確認できた株主の議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上